

### 第3章 アメリカの最低賃金の最新動向-連邦最賃引き上げの影響と地域別最賃-

#### はじめに

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）の連邦レベルの最低賃金（以下、最賃）は、2007年7月、ほぼ10年ぶりに引き上げられた。3段階において毎年時給で70セントずつの引き上げである。3ヵ年で時給5.15ドルから7.25ドルへの引き上げであるから、率にすると40%の大幅な引き上げである。2008年7月に2回目の引き上げが実施され、現行（2009年3月31日現在）で6.55ドルとなっている。

アメリカの最賃制度の概要については当機構の資料シリーズ No.50 において既にまとめられている。本報告は、2007年と2008年の2回にわたる最賃引き上げの効果あるいは影響について、現地でのインタビューで収集された情報と統計データをもとに紹介することを第一の目的とする。またアメリカには連邦最賃とともに州最賃の果たす役割が大きい。連邦最賃の影響を見る際の視点には、州最賃の役割を視野に入れつつ進める。各州での最賃制度とともに、市（city）や郡（county）レベルで条例という形でのリビングウェイジ（生活賃金）が設定されており、リビングウェイジが州最賃や連邦最賃の引き上げに影響を与えたとする見解もある。90年代以降のリビングウェイジキャンペーンについても視点に加えながら、アメリカにおける最賃制度の全体像を紹介することを本報告の第二の目的とする。

#### 第1節 2007年と2008年の引き上げの影響

最賃引き上げの直接的な影響として、最低賃金に相当する所得層の労働者の賃上げと雇用機会が減少するという影響、つまり失業者が増加（失業率の上昇）という影響が考えられる。だが、既存の調査研究からはどのような影響や効果があるのか結論づけられたとは言いがたい。

##### 1 インタビュー結果

2007年と2008年の引き上げがどのような影響や効果をもたらしたのか。政府による公式の分析や最賃分析を専門とする経済学者らによる研究成果は未詳である。2009年1月に行った現地での聞き取り調査の結果、どの訪問先でも今回の連邦最賃の引き上げの影響に関する調査研究結果はまだ発表されていないため確たる結論づけはできないとの回答であった。以下では、各訪問先での今回の連邦最賃引き上げの影響についての見解とともに、最賃に関連する施策についての見解をまとめた。

### (1) 連邦労働省

政府側への聞き取りとして連邦労働省と労働統計局へのインタビューを行った<sup>(1)</sup>。

労働統計局では、公表されているデータにはない区分だが、今回の3回にわたる最賃引き上げの水準、すなわち、5.15ドル、5.85ドル、6.55ドル、7.25ドルという時給の水準にどれくらいの労働者が分布しているかデータを収集している。5.15ドル以上の区分に着目し、2007年と2008年のデータを比較すると、2008年のデータでは5.15ドルに分布する労働者数が顕著に減っていることが確認できる。

また、連邦労働省の最賃関係部局担当官によると、2007年と2008年の最賃引き上げについて労働市場に関するデータは持ち合わせていないとした上で、最賃違反取締り件数に変化が見られると指摘している<sup>(2)</sup>。

### (2) 労働組合

労働組合側への聞き取りとして、アメリカ労働総同盟産別会議（AFL-CIO）へのインタビューを行った<sup>(3)</sup>。

影響分析を行った調査結果は把握していないという。既に連邦最賃よりも高く設定している州が多いため、影響は極限られた労働者人口に対するものであり、とても小さいものだと認識している。また現在決定している7.25ドルへの引き上げに加えて、さらなる引き上げが必要だと考えている。AFL-CIOとしては、最賃額を生産労働者の平均賃金の50%にすべきという見解をもっており、現在の約25%の水準は低すぎるという認識で変わりはない。

### (3) 経営者

経営者側への聞き取りとして、全米商業会議所へのインタビューを行った<sup>(4)</sup>。商業会議所の把握している範囲内では、2007年、2008年の最賃引き上げの影響は明確なたちでは見られない、とする。「ポジティブな影響はないということが言える。しかし、ポジティブともネガティブとも言えない。ネガティブである可能性もある」という表現にとどまった。

景気後退期にあって、最賃引き上げが決定しているが、2009年の最賃引き上げを見直す動きはあるかとの問いかけには、民主党政権が発足する予定であり（インタビュー当時）不況下ではあるが、最賃引き上げの見直しはされないだろうとの見解を示した。

労働統計局のデータでは、2007年の最賃引き上げによって時間給労働者の2.2%が最賃以

---

1 労働統計局：Office of Current Employment Analysis及びOffice of Employment and Unemployment StatisticsのDivision of Labor Force Statistics、エコノミストへのインタビュー

連邦労働省：Employment Standards Administration (ESA)のOffice of Performance BudgetのDeputy Directorへのインタビュー

2 連邦労働省の聞き取りで担当官へのインタビューは、違反の取締り状況に1件当たりの人数が大規模化する傾向が見られるとする。

3 AFL-CIO：Legislation DepartmentのLabor & Workplace Standards Analystへのインタビュー

4 US Chamber of Commerce：Labor Immigration & Employee BenefitsのDirector of Labor Law Policyへのインタビュー

下の水準にあったとするが、最賃引き上げの効果は2.2%以上の労働者に及んでいるだろうという見解を持っている。

また、いくつかの州で実施されている消費者物価指数に基づく最賃の改定制度については、消費者物価指数の上昇は最賃引き上げの基準には適していないという見解をもっている。商業会議所としては、低所得層に対する最低生活保障を実効的に行うためには、対象者を限定した減税策の方が適しているという見解をもっているためである。

#### (4) 研究者

研究者側への聞き取りとしてアメリカン大学教授であり、経済・社会政策研究組織アーバン・インスティテュートのシニア・フェローでもあるロバート・ラーマン氏にインタビューした<sup>(5)</sup>。

現段階で精度の高い研究成果は公表されていない。ただ、前提として認識しておかなければならないのは、実際に連邦最賃以下で就労している労働者の割合はごく僅かであることと、現在は景気後退期にあるという最賃引き上げとは全く異なる要因が並存しているということである。つまり単に最賃引き上げだけの影響を分析することは困難である。例えば、賃金水準の低い黒人、あるいは若年層に最賃引き上げの影響は出ているかという、そのようなデータは得られていない。ただ、影響が全く無いということはないだろうし、緩やかな影響があるとは言えるのではないかと、とする。

ラーマン教授へのインタビューの結果、労働統計の職種別データや州レベルのデータを時系列で詳細に分析することによって、最賃引き上げの影響を見ることは可能であろうという示唆を得た。本報告書では以下そのような視点で分析を進める。

## 2 統計データによる分析

雇用統計を見ることにより、2007年と2008年の引き上げの影響を見ると以下のような状況が浮かび上がってくる。以下、連邦レベルの最賃以下の労働者数、州レベルでの失業率や低所得者の賃金水準などの動向を見る。

### (1) 連邦レベル・最賃以下労働者数の変化

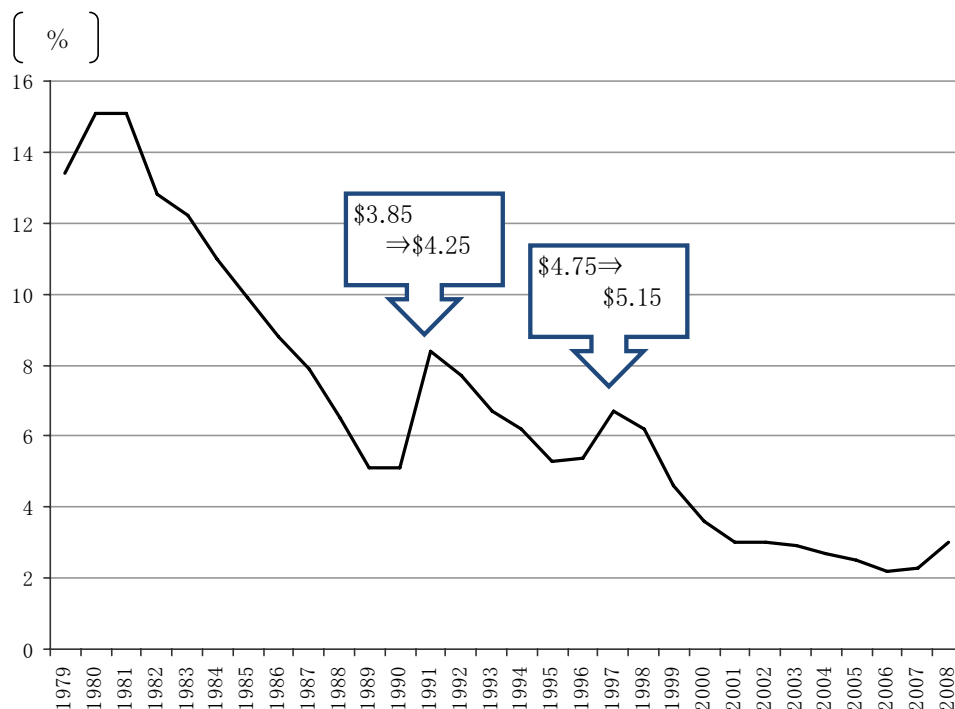
時間給労働者数に対する最賃以下の労働者数の割合の最近30年の推移を示したものが図3-1-1である<sup>(6)</sup>。2007年と2008年の引き上げの結果、最賃以下の労働者数の割合が2006年の2.2%から2007年の2.3%へと上昇し、2008年には3%へと上昇していることがわかる。図3-1-1からもわかるように1997年から2006年まで、程度の差こそあれ一貫して低下している。連邦最低賃金が据え置かれていた時期である。1991年と1997年に上昇していることもわ

<sup>5</sup> Dr. Robert I. Lerman, Senior Fellow, The Urban Institute, Prof. Department of Economics, American University

<sup>6</sup> Current Population Survey に基づき発表されたデータより作成。

かる。1991年4月1日、3.85ドルから4.25ドルに引き上げられ、1997年9月1日、4.75ドルから5.15ドルに引き上げられた影響が出ていると言える。一方、1996年10月1日にも4.25ドルから4.75ドルへと引き上げられたが、僅かの上昇にとどまっており、1990年4月1日には3.35ドルから3.80ドルへ引き上げられているが、その影響は横ばいの変化しか見ることができない。

図 3-1-1 最賃以下の労働者割合の推移（1979年から2008年）



出所：労働統計局資料より作成

## (2) 連邦レベル・産業別の最賃以下労働者の動向

次に本節 2 (1) で取り上げた最賃以下の労働者割合を産業別に見たデータを見る<sup>(7)</sup>。2004年から2008年の産業別の最賃以下の労働者数の推移を見ることにより、今回の連邦最賃引き上げの影響を分析する。表3-1-1の2006年、2007年、2008年の変化に着目すると、「卸売・小売 (Wholesale and retail trade)」「教育・健康サービス (Education and health services)」の増加率が突出している (図3-1-2参照)。ただ、最賃以下の労働者総数に占める割合としては「娯楽 (Leisure and hospitality)」がもっとも高く、2008年にかけて増加していることも見て取れる (図3-1-3参照)。ちなみに、このデータを過去の1997年の推移を比較することも必要だが、当該データは2003年以降のものが利用可能であるためここでは取り上げることができない。

<sup>7</sup> この数値は、年を通じて平均化したもの。2007年では7月24日に最賃額が引き上げられたので、それ以前では5.15の水準、それ以後では5.85ドルを基準として、相当する労働者数の平均数を推計したものである。

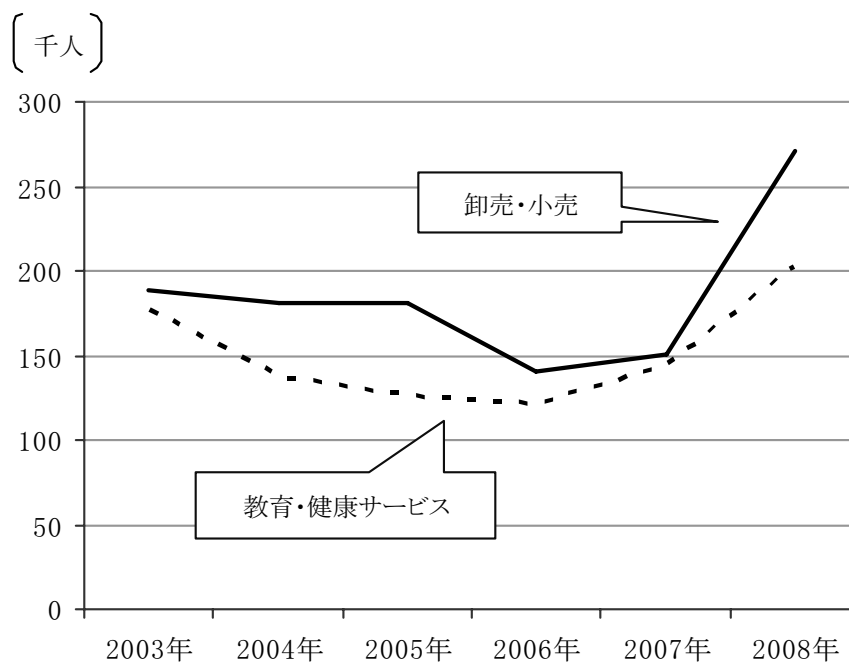
表 3-1-1 産業別最賃以下の労働者数（2003年から2008年の推移）

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
時間給労働者数	72,946	73,939	75,609	76,514	75,873	75,305
最賃以下の労働者数	2,100	2,003	1,882	1,692	1,729	2,226
(割合)	3	2.7	2.5	2.2	2.3	3.0
農業および関連産業	27	19	15	19	9	12
建設	27	18	19	13	34	29
製造業	58	61	39	39	38	62
卸売・小売	189	181	181	140	151	271
輸送・運輸	20	20	22	14	18	37
情報	27	14	16	15	19	21
金融	27	33	17	18	24	33
専門・ビジネスサービス	65	61	59	52	43	56
教育・健康サービス	177	138	126	122	144	203
娯楽	1,240	1242	1201	1,067	1,059	1,247
その他サービス	129	102	87	91	80	119
公共部門	114	113	100	104	111	133

出所：労働統計局資料より作成（<http://stats.bls.gov/cps/minwage2008tbls.htm> など）

図 3-1-2：産業別の最賃以下労働者の推移（1）

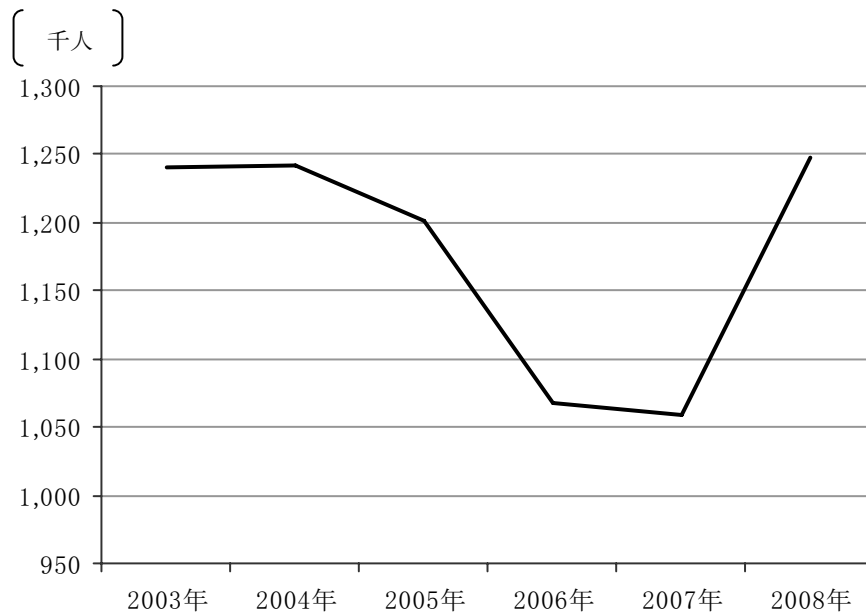
－卸売・小売、教育・健康サービス－



出所：表 3-1-1 と同じ

図 3-1-3 産業別の最賃以下労働者の推移 (2)

— 娯楽 —

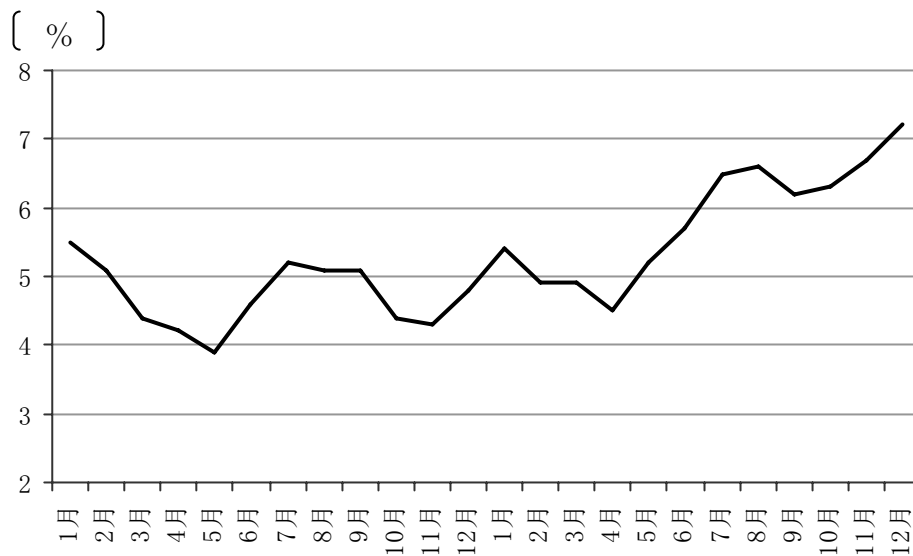


出所：表 3-1-1 と同じ

### (3) 連邦レベル・産業別職種別失業率の変化

さらに、Current Population Survey のデータに基づき、2007 年 1 月から 2008 年 12 月までの産業別の失業率の推移を見る。特に表 3-1-1 で変化があった「卸売・小売」「教育・健康サービス」「娯楽」について見たものが次の図 3-1-4 から図 3-1-6 である。一瞥してわかるとおり、2007 年 7 月、2008 年 7 月を境とした顕著な変化が見られるわけではない。

図 3-1-4 卸売・小売産業の失業率の推移 (2007 年 1 月から 2008 年 12 月)



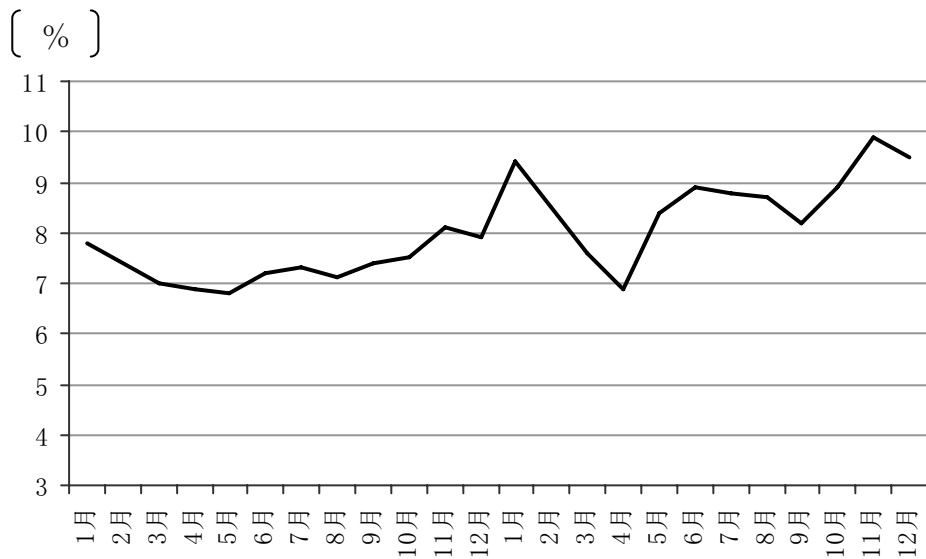
出所：表 3-1-1 と同じ

図 3-1-5 教育・健康サービス産業の失業率の推移（2007年1月から2008年12月）



出所：表 3-1-1 と同じ

図 3-1-6 娯楽産業の失業率の推移（2007年1月から2008年12月）



出所：表 3-1-1 と同じ

#### (4) 州レベルの影響分析

次に、州別の最賃引き上げによる影響を検討する。アメリカにおいて連邦最賃とは別に州別に最賃の水準を設定している州が46ある（ワシントンDCを含む）。連邦最賃の水準よりも高く設定する州が28あり、連邦最賃と同額と規定している州が12ある。ちなみに適用範囲を州独自に設定して連邦最賃よりも低い水準を定める州が6つある。それぞれにどのような州が属するかを示したものが表3-1-2である。

表 3-1-2 州別最賃の規定と水準に関する区分

区分1	最賃規定のない州	アラバマ州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、サウスカロライナ州、テネシー州
	低く設定している州	アーカンソー州、ジョージア州、カンザス州、ミネソタ州、ウィスコンシン州、ワイオミング州
	連邦最賃(6.55)と同額	アイダホ州、インディアナ州、ケンタッキー州、メリーランド州、ネブラスカ州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、オクラホマ州、サウスダコタ州、テキサス州、ユタ州、バージニア州
区分2	高く設定している州 (州最賃引き上げ無し)	アラスカ州、コネチカット州、ワシントンDC、ハワイ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ロードアイランド州
区分3	高く設定している州 (州最賃引き上げ有り)	アリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、デラウェア州、フロリダ州、メイン州、マサチューセッツ州、ミンガン州、ミズーリ州、モンタナ州、ネバダ州、オハイオ州、オレゴン州、ペンシルバニア州、バーモント州、ワシントン州、ウェストバージニア州、イリノイ州、アイオワ州、ニューハンプシャー州、ニューメキシコ州

出所：連邦労働省ホームページ<sup>(8)</sup>より筆者が作成

州最賃規定のない州、低く設定している州、連邦最賃と同額に設定している州は、連邦最賃の引き上げの影響をもっとも受ける州である。その一方、高く設定している州では連邦最賃の引き上げが影響を受ける範囲が小さいと考えられる<sup>(9)</sup>。また、連邦最賃よりも高い水準に設定している州の中で、連邦最賃引き上げと同時期に州別最賃を引き上げた場合には、州別最賃の引き上げが影響することも考えられる。よって、以下では、連邦最賃引き上げの直接的な影響を受ける州（州最賃規定のない州、連邦最賃と同額に設定している州＝区分1）と州最賃を連邦最賃よりも高く設定している州で、しかも2007年から2008年1月にかけて引き上げを実施していない州（区分2）、州最賃を連邦最賃よりも高く設定している州で、しかも、2007年から2008年1月かけて引き上げ実施した州（区分3）の3つの区分に分けて影響を分析する。なお低い規定のある州も連邦最賃引き上げの影響を受けるものと考えられるが、比較分析するために十分なデータがそろわないため、分析の対象外とする。

#### ア 州別の失業率の変化

上記表3-1-2の区分に基づき、2007年の連邦最賃引き上げによる各州の失業率に影響があったのかを見る。各州の2007年中の月ごとの失業率は章末の別添表を参照。経済上の条件は多岐にわたるため、失業率が最賃額の引き上げだけに影響を受けるとは考えられない。ここでは連邦最賃引き上げ時期に失業率がどのように変化したのかを参考として分析するという前提で下記のような結果を示す（表3-1-3参照）。

2007年7月24日に連邦最賃額が引き上げられたので、1月から6月の失業率と7月から12月までの変化を比較する。値がプラスであるのは失業率が改善したことを示し、マイナスは悪化したことを示す。最賃規定のない5つの州を対象として、1月と6月の失業率を比較し

<sup>8</sup> <http://www.dol.gov/esa/minwage/america.htm>を参照。

<sup>9</sup> 州別最賃と連邦最賃の適用範囲が異なるため連邦最賃よりも高い水準に最賃額を設定していたからといって、最賃引き上げの直接の効果がある労働者が全くいないとは言いきれない。



平均値を算出すると0.3ポイント改善したのに対して、7月と12月を比較すると0.5ポイント悪化したことが示されている。低く設定している州を除いて、7月から12月の方が悪化している。

一方、州最賃を連邦最賃と同額に設定している州と高く設定している州は、ともに1月から6月の失業率はほぼ横ばいであるのに対して、7月から12月の期間では悪化している。ただし、最賃規定のない州に比べれば悪化の幅は大きくはない。

表 3-1-3 州最賃規定別の失業率の変化

		1月と6月の比較	7月と12月の比較
区分 1	最賃規定のない州	0.30	-0.52
	低く設定している州	-0.18	-0.02
	連邦最賃(6.55)と同額	0.02	-0.10
区分 2	高く設定している州 (州最賃引き上げ無し)	0.06	-0.33
区分 3	高く設定している州 (州最賃引き上げ有り)	0.04	-0.32

出所：労働統計局ホームページ (<http://www.bls.gov/web/laumstrk.htm>) など

## イ 州レベルの低所得者の賃金水準の変化

### (ア) 賃金水準の変化

次に、労働統計局のNational Compensation Surveyを用いて、上記の区分に沿って、フルタイム労働者とパートタイム労働者の賃金分布が2006年から2008年にかけてどのように変化したのかを分析する。データが揃っていて比較が可能な州は表3-1-4のとおりである。なお、「低く設定している州」の中で、データが揃っている州はなかった。労働者の賃金水準の下位から10%目、25%目、中央値、75%目、90%目の労働者の値が入手可能である。表3-1-5に2006年、2007年、2008年の順で示した。

一瞥してわかることは州最賃規定のない州、連邦最賃と同額に州最賃を設定している州は、高く設定している州に比べて低い水準にある。2006年度（表3-1-5(1)）について最賃規定のない州、連邦最賃と同額の州のフルタイム労働者の賃金の中央値に着目するとそれぞれ「15.24ドル」と「15.60ドル」であるのに対し、最賃を高く設定している州は「20.79ドル」「17.22ドル」である。

また、2007年のデータはおおよそ4月から6月のもの、つまり連邦最賃が引き上げられる前のものであることから、この2007年の数値と引き上げ後の2008年の数値と比較したものが表3-1-6である。この結果から、その変化の幅は、区分1の変化が他と比べて大きいとは言えない。しかも、2006年から2007年の区分3のパートタイム労働者に大きな変化が見られるため、州最賃の改定に影響を受けているように推察できる。

表 3-1-4 賃金水準の分析可能な州

区分1 (5州)	最賃規定のない州	ルイジアナ州、サウスカロライナ州
	連邦最賃(\$6.55)と同額	ケンタッキー州、ノースカロライナ州、テキサス州
区分2 (4州)	高く設定している州(州最賃引き上げ無)	コネチカット州、ワシントンDC、ニュージャージー州、ニューヨーク州
区分3 (7州)	高く設定している州(州最賃引き上げ有)	カリフォルニア州、コロラド州、フロリダ州、ミシガン州、オハイオ州、ペンシルバニア州、イリノイ州

出所：労働統計局資料 (<http://www.bls.gov/ncs/ocs/compub.htm#National>) より作成

表 3-1-5(1) 地域別の賃金水準の変化 (2006年)

	フルタイム労働者					パートタイム労働者				
	10	25	中央値 50	75	90	10	25	中央値 50	75	90
最賃規定のない州(平均)	8.42	10.77	15.24	22.33	32.95	5.50	6.43	7.38	9.46	13.38
サウスカロライナ州(チャールストン)(5月)	8.20	10.53	14.37	21.00	29.95	5.50	6.10	7.25	9.16	13.70
ルイジアナ州(ニューオリンズ)(4月)	8.63	11.00	16.11	23.65	35.95	5.49	6.75	7.50	9.75	13.05
同額(平均)	8.95	11.46	15.60	22.71	32.55	5.53	6.51	8.27	10.50	14.67
テキサス州(オースティン)(4月)	8.10	11.00	15.50	24.03	35.50	6.08	6.73	8.35	10.28	15.00
ノースカロライナ州(シャーロット)(5月)	9.75	12.00	16.30	23.19	33.30	6.00	6.70	8.45	11.11	15.00
ケンタッキー州(ルイスビル)(11月)	9.00	11.37	15.00	20.91	28.85	4.50	6.10	8.00	10.10	14.00
高い(州最賃引き上げ無)(平均)	10.34	14.02	20.79	30.77	44.71	6.61	7.52	9.45	13.07	23.60
ニューヨーク州(NY)(4月)	9.58	13.71	20.57	32.06	46.79	6.28	7.37	9.50	14.00	24.00
ワシントンDC(4月)	10.16	13.50	20.08	30.82	43.37	6.15	7.25	9.00	11.84	20.60
コネチカット州(ハートフォード)(6月)	11.27	14.85	21.71	29.44	43.96	7.40	7.95	9.84	13.38	26.19
高い(州最賃引き上げ有)(平均)	9.15	11.97	17.22	26.02	36.83	6.01	7.03	8.89	12.53	21.22
オハイオ州(コロンバス)(3月)	9.93	12.20	16.39	24.04	35.69	5.15	6.72	8.24	11.20	18.50
ミシガン州(デトロイト)(4月)	10.00	13.24	20.09	29.36	41.73	5.75	7.00	8.92	12.23	25.00
イリノイ州(ロックフォード)(4月)	8.91	11.49	16.67	24.44	33.00	6.50	6.78	8.02	10.64	19.16
フロリダ州(オーランド)(4月)	8.25	10.32	13.52	21.00	29.20	5.40	6.90	9.46	15.00	17.82
コロラド州(デンバー)(6月)	9.31	12.85	18.67	29.11	41.02	6.50	7.25	9.48	13.11	25.00
カリフォルニア州(LA)(4月)	8.50	11.72	18.00	28.14	40.35	6.75	7.50	9.23	13.00	21.85

出所：労働統計局資料 (National Compensation Survey-Wages) (<http://www.bls.gov/ncs/ocs/compub.htm#National>)

以下、表 3-1-5(2)、表 3-1-5(3)とも出所は同じ

表 3-1-5(2) 地域別の賃金水準の変化 (2007 年)

	フルタイム労働者					パートタイム労働者				
	10	25	中央値 50	75	90	10	25	中央値 50	75	90
最賃規定のない州(平均)	8.75	11.34	15.63	23.20	34.08	5.75	6.63	8.00	9.84	15.01
サウスカロライナ州(チャールストン)(5月)	8.50	11.14	15.00	21.40	31.39	5.50	6.25	7.50	9.67	16.71
ルイジアナ州(ニューオリンズ)(5月)	9.00	11.53	16.25	25.00	36.77	6.00	7.00	8.50	10.00	13.30
同額(平均)	9.16	11.66	16.48	24.22	35.10	5.53	6.75	8.47	10.46	14.32
テキサス州(オースティン)(5月)	8.50	11.53	16.83	25.83	36.82	6.08	6.75	8.43	10.19	15.00
ノースカロライナ州(シャーロット)(6月)	9.80	12.00	17.34	24.52	37.97	6.00	6.75	8.42	11.20	15.00
ケンタッキー州(ルイスビル)(12月)	9.19	11.45	15.27	22.31	30.51	4.50	6.75	8.57	10.00	12.96
高い(州最賃引き上げ無)(平均)	10.83	14.60	21.28	31.85	46.09	7.09	7.82	9.80	13.64	23.60
ニューヨーク州(NY)(5月)	9.90	14.40	21.04	33.01	48.57	7.15	7.72	9.90	14.72	24.97
ワシントンDC(4月)	10.82	14.28	21.07	31.70	45.76	6.48	7.50	9.50	12.61	22.06
コネチカット州(ハートフォード)(6月)	11.78	15.12	21.74	30.85	43.93	7.65	8.25	10.00	13.59	23.76
高い(州最賃引き上げ有)(平均)	9.40	12.26	17.65	26.36	38.67	6.69	7.27	9.18	13.20	22.00
オハイオ州(コロンバス)(3月)	10.00	12.57	16.75	24.15	39.06	5.50	6.94	8.50	11.85	21.93
ミシガン州(デトロイト)(5月)	10.25	13.55	20.19	30.00	42.71	6.95	7.25	9.43	13.00	26.27
イリノイ州(ロックフォード)(4月)	9.00	11.50	16.40	24.13	34.30	6.50	6.75	7.90	11.06	20.50
フロリダ州(オーランド)(4月)	8.20	10.49	14.81	21.64	29.94	6.67	7.25	10.00	15.62	18.08
コロラド州(デンバー)(6月)	9.92	13.16	19.02	28.88	43.68	7.00	7.50	9.60	13.69	21.11
カリフォルニア州(LA)(4月)	9.00	12.29	18.75	29.37	42.34	7.50	7.90	9.64	14.00	24.12

表 3-1-5(3) 地域別の賃金水準の変化 (2008 年)

	フルタイム労働者					パートタイム労働者				
	10	25	中央値 50	75	90	10	25	中央値 50	75	90
最賃規定のない州(平均)	9.13	11.77	16.88	25.57	35.38	5.93	7.12	8.13	10.25	18.27
サウスカロライナ州(チャールストン)(5月)	8.75	11.04	15.00	22.00	31.15	6.00	6.75	8.00	10.50	22.66
ルイジアナ州(ニューオリンズ)(4月)	9.50	12.50	18.76	29.13	39.61	5.85	7.48	8.25	10.00	13.88
同額(平均)	9.39	11.92	16.65	24.75	35.63	5.28	6.88	8.50	10.59	15.17
テキサス州(オースティン)(5月)	9.00	11.88	17.20	26.76	37.16	6.20	7.13	9.00	10.72	15.00
ノースカロライナ州(シャーロット)(6月)	10.00	12.17	17.21	25.00	38.35	5.15	6.75	8.50	11.05	15.96
ケンタッキー州(ルイスビル)(11月)	9.17	11.71	15.55	22.50	31.39	4.50	6.75	8.00	10.00	14.54
高い(州最賃引き上げ無)(平均)	10.95	15.05	21.84	33.01	47.50	7.18	7.97	9.96	14.13	24.56
ニューヨーク州(NY)(5月)	10.00	15.00	21.69	33.92	50.48	7.15	8.00	10.05	15.00	27.00
ワシントンDC(4月)	11.03	14.80	21.68	33.60	48.09	6.75	7.75	9.82	14.00	23.77
コネチカット州(ハートフォード)(6月)	11.82	15.34	22.15	31.52	43.92	7.65	8.15	10.00	13.39	22.91
高い(州最賃引き上げ有)(平均)	9.72	12.70	18.19	27.41	40.00	6.73	7.59	9.17	13.55	22.35
オハイオ州(コロンバス)(4月)	10.29	12.97	17.16	24.80	37.02	6.94	7.17	8.50	12.00	19.50
ミシガン州(デトロイト)(5月)	10.35	14.00	20.65	30.41	43.51	7.15	7.40	9.18	13.78	26.92
イリノイ州(ロックフォード)(4月)	9.67	11.80	16.83	25.00	36.18	7.50	7.65	8.56	12.00	23.00
フロリダ州(オーランド)(4月)	8.73	10.94	15.11	23.38	33.65	3.77	7.50	9.75	15.50	18.64
コロラド州(デンバー)(7月)	10.00	13.67	20.04	30.29	44.52	7.02	7.75	9.33	13.52	21.50
カリフォルニア州(LA)(4月)	9.25	12.81	19.34	30.56	45.09	8.00	8.05	9.70	14.50	24.51

表 3-1-6 賃金水準の変化率（州最賃の設定区分別比較）

		変化率の平均(%)				
		フルタイム		パートタイム		
		10	50	10	50	
区分1	州最賃規定無し・連邦最賃と同額規定	2006-2007	3.10	4.40	2.22	4.90
		2007-2008	3.24	3.75	-1.51	0.96
区分2	高く設定している州(州最賃引き上げ無)	2006-2007	3.18	2.02	6.24	4.14
		2007-2008	2.09	2.70	3.01	1.46
区分3	高く設定している州(州最賃引き上げ有)	2006-2007	2.67	2.76	<b>11.66</b>	3.13
		2007-2008	3.56	2.98	1.32	0.17

出所:表 3-1-5 と同じ

(イ) 最賃相当職種の変化

以上で利用したデータは州の間で完全にデータ収集項目が同一しているというわけではないものの、職種別の賃金分布も利用可能である。その中でも、最賃額相当の職種に着目すると、オハイオ州の販売関連の職種が注目に値する。すなわち、表3-1-7に示したとおり、2006年4月と2007年4月の当該職種の賃金水準、下位10%の労働者は時給5.15ドルであったが、2008年4月には6.85ドルに上昇している。最賃と同額であった労働者の賃金水準が連邦最賃引き上げの時期に上昇したことが少なくともこのデータから見て取れる。ただし、こうした例は利用可能なデータを分析する限り少数であり、2007年の時点で最賃水準よりも数10セント程度高い水準にあった労働者が、2008年になって最賃相当まで低下することはないものの、低下傾向が見られる職種が散見できる。最賃引き上げの施策がとられ賃金引上げ要因はあったものの、2007年から2008年にかけての景気の後退など他の要因によって賃金水準が低下してしまったものだとも考えられる。

表 3-1-7 オハイオ州産業別賃金水準（販売関連・フルタイム労働者）

オハイオ州 (コロンバス) (4月)	販売関連(フルタイム労働者)				
	10	25	中央値 50	75	90
2006年	<b>5.15</b>	5.15	7.00	8.00	10.00
2007年	<b>5.15</b>	6.75	7.25	8.80	12.20
2008年	<b>6.85</b>	7.09	7.50	8.35	9.64

出所:表 3-1-5 と同じ

(ウ) フードサービス（チップ）労働者の賃金水準の変化

さらに、低賃金職種の代表例として考えられているフードサービス（飲食店店員）、特にチップ労働者の賃金水準が最賃引き上げでどのような影響があったのかを分析する。

2007年決定の連邦最賃引き上げの議論の中で、最賃引き上げの影響を特に受ける業種や部門の代表として、レストラン業界や中小企業関連団体が、引き上げ反対と引き上げの影響を補完する対策の実施を求めてロビー活動を積極的に行った。全米レストラン協会は、1996年の引き上げによって14万6000の職が打ち切られ、引き上げがなかったら創出したであろう10

万6000の雇用機会が失われたとする調査結果を公表している。また、新規雇用創出が1994年には25万8800、1995年には28万400であったのに対して1996年には16万6300、1997年には13万3100、1998年には12万4200と減少してしまったと指摘する<sup>(10)</sup>。今回の引き上げで、実際にはどのような影響を受けたのかを入手可能なデータを見てみる。

表 3-1-8 : チップ労働者の賃金水準の州別比較

① パートタイム・フードサービス (チップ)

(単位 : ドル)

サウスカロライナ州					
	10	25	中央値 50	75	90
2006年	2.13	2.75	4.00	4.00	6.00
2007年	2.13	2.75	4.00	4.25	6.00
2008年	2.13	2.75	4.00	4.16	<b>6.20</b>

カリフォルニア州					
	10	25	中央値 50	75	90
2006年	6.75	6.75	6.75	6.75	8.00
2007年	6.75	7.25	7.25	7.50	8.00
2008年	7.53	8.00	8.00	8.00	8.25

テキサス州					
	10	25	中央値 50	75	90
2006年	2.13	2.13	2.13	2.13	6.78
2007年	—	—	—	—	—
2008年	2.13	2.13	2.13	7.15	8.5

コネチカット州					
	10	25	中央値 50	75	90
2006年	5.23	5.37	5.37	5.41	6.00
2007年	5.41	5.41	5.41	5.41	6.00
2008年	5.41	5.41	5.41	5.41	7.65

② フルタイム・フードサービス (チップ)

サウスカロライナ州					
	10	25	中央値 50	75	90
2006年	2.13	2.13	2.13	2.75	2.75
2007年	2.13	2.13	2.13	2.75	2.75
2008年	2.13	2.13	<b>2.19</b>	2.75	2.75

出所: 表 3-1-5 と同じ

表3-1-8に示したように、データを抽出し州別に比較して見てわかることは、同じ職種でも州ごとに賃金水準がまったく異なる状況にあるということである。チップ労働者は連邦最賃の除外規定があり、チップ収入を含んだ水準で最賃額を満たしていればよいとしており、経営者から直接の支払いは2.13ドル以上と規定されている。サウスカロライナ州、テキサス州では、多くの労働者が2.13ドルという賃金水準にあり、2006年のテキサス州のパートタイム労働者の75%が2.13ドルの水準にあったことがわかる。一方で、カリフォルニア州やコネチカット州では高い水準にある。

また、サウスカロライナ州のフルタイム労働者の中央値に着目すると、2006年、2007年は2.13ドルであったのが、2008年には2.19ドルに上昇している。これは考え方によっては最賃引き上げの影響があったと判断することが可能である。

<sup>10</sup> 下記の全米レストラン協会のホームページ参照 :

(<http://www.restaurant.org/government/Issues/Issue.cfm?Issue=minwage>) (最終アクセス日 : 2009年3月31日)

ここでもう一点指摘したいことは、連邦最賃が1997年からほぼ10年間据え置かれていたことは頻繁に指摘されるのであるが、チップ労働者を対象とした「2.13」という規定は1991年に定められて以降、まったく改定されていないということである。最賃引き上げが議会で議論される際、レストラン業の関連団体が引き上げの反対や引き上げに伴う措置を求めてロビー活動を行った。チップ労働者の中には高収入を得ている労働者がいることも確かだが、一般的には賃金水準が低いとされている。その低賃金層に関する除外規定は改定されることなく、連邦最賃が上昇していくということは、低賃金層政策としての最賃制度を考える上で検討すべきことだと言える。

## 第2節 州別最賃の役割と影響

### 1 州最賃の役割の拡大

連邦最賃は1981年1月から1990年4月まで、1997年9月から2007年7月までといった例に見られるように、長期にわたって引き上げが据え置かれることがある。連邦最賃が据え置かれる中で、州独自の最賃制度が創設されたり、連邦最賃よりも高い水準に設定されるといったことを通じて、州最賃の役割は大きくなっていった。

1968年州最賃規定のない州は14あった。菅谷（1968）は当時の州最賃の水準について、「連邦よりも高い水準を定める州法は、事実上、ほとんどない」としている。州最賃を設定する州が少ないこととともに高い水準を設定する州がほとんどないということから、連邦最賃の果たす役割が大きかったと言える。しかも、経済政策研究所<sup>(11)</sup>の調査結果によると1968年の連邦最賃の水準は現在価値に換算すると8.05ドルだったとしており、1947年以降最も高い水準にあったとされている<sup>(12)</sup>。

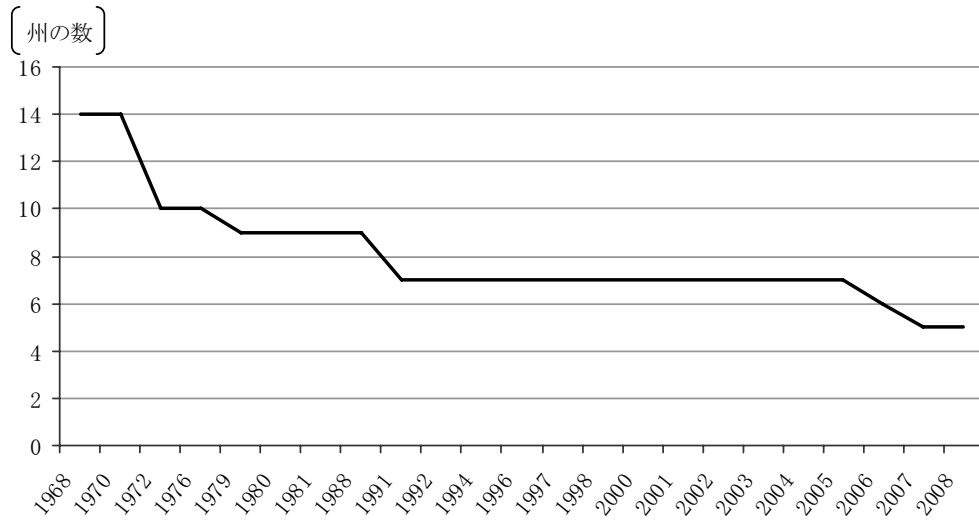
1968年当時、州最賃規定のない州は14州あったものが2007年には5つに減少している（図3-2-1参照）。州最賃を設定する州が増えていく動きが見られたものの、設定される当初の州最賃の水準は連邦最賃と同額かそれ以下で設定されていた。これが図3-2-2において1979年から1994年までの動きとして見られた<sup>(13)</sup>。その後、連邦最賃が1996年と1997年に引き上げられるものの、以降は長期にわたり据え置かれる状態になり、州最賃の平均と連邦最賃の差は縮まっていくことになった。2001年を境にして、州最賃の平均額が連邦最賃を上回る状態が継続している（図3-2-2および表3-2-1参照）。同様に、図3-2-3には2004年以降、連邦最賃と同額を設定する州が減少していき、連邦最賃よりも高い水準を設定する州が急激に増加していった経緯をみることができる。

<sup>11</sup> 英語名称は Economic Policy Institute。主に中・低所得層に焦点をあてた経済政策を提言する民間シンクタンク（<http://www.epi.org/>）

<sup>12</sup> Economic Policy Institute, General Information on the Minimum Wage: ([http://epi.3cdn.net/1010456170680f8fc7\\_lem6b99v9.pdf](http://epi.3cdn.net/1010456170680f8fc7_lem6b99v9.pdf))

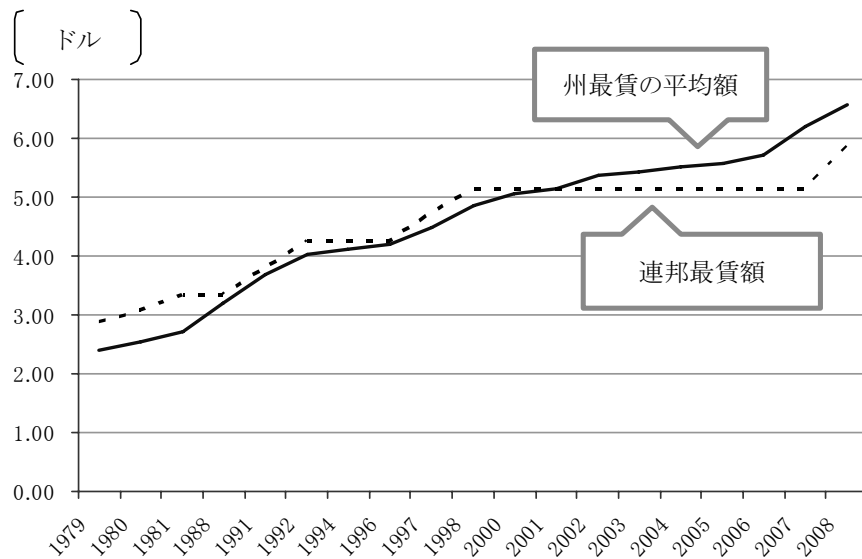
<sup>13</sup> 連邦労働省の資料より、1968年以降のデータの入手が可能であるが、1978年までの連邦最賃の規程は適用対象に応じて異なった水準を定めていたために、ここでは州別最賃との比較としては適用対象が統一された1979年以降のものを用いる。

図 3-2-1 州別最賃規定のない州の数の推移(1968年以降)



出所：連邦労働省ホームページ (<http://www.dol.gov/esa/whd/state/stateMinWageHis.htm>)

図 3-2-2 州最賃の平均額と連邦最賃水準の推移 (1979年～2008年)



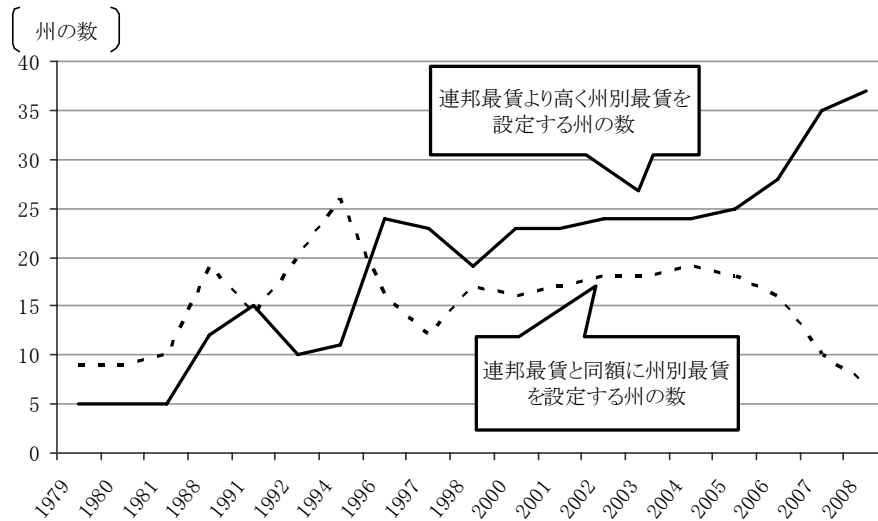
出所：図 3-2-1 と同じ

表 3-2-1 州最賃の平均額と連邦最賃水準の推移 (1979年～2008年) (数値)

	1979	1980	1981	1988	1991	1992	1994	1996	1997	
連邦最賃	2.9	3.1	3.35	3.35	3.8	4.25	4.25	4.25	4.75	
州最賃平均	2.39	2.56	2.73	3.20	3.70	4.02	4.12	4.19	4.48	
連邦・州の差	-0.51	-0.54	-0.62	-0.15	-0.10	-0.23	-0.13	-0.06	-0.27	
	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
連邦最賃	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.85
州最賃平均	4.85	5.06	5.15	5.36	5.44	5.50	5.57	5.71	6.20	6.58
連邦・州の差	-0.30	-0.09	0.00	0.21	0.29	0.35	0.42	0.56	1.05	0.73

出所：図 3-2-1 と同じ

図 3-2-3 州別最賃と連邦最賃の水準の推移（1979 年以降）



出所：図 3-2-1 と同じ

## 2 州別最賃の決定方法

アメリカにおける州別最賃の引き上げは連邦最賃と同様に法定によるものが多く、水準の改定には州議会において新たな法律を成立させる必要がある。ただ、いくつかの州において生活費や消費者物価を基準とした毎年の改定を行っている（表3-2-2参照）。例えば、フロリダ州ではエージェンシー<sup>(14)</sup>が毎年の改定水準を決定することが法律によって決められている。

オバマ大統領は選挙期間中の2008年1月、ラスベガスの集会において、物価上昇に合わせて最低賃金の毎年の引き上げを検討すべきだと主張した<sup>(15)</sup>。

表 3-2-2 州最賃の改定方法

フロリダ州	生活費公式による算出
モンタナ州	生活費の上昇に併せた調整
オレゴン州	全米市レベルの平均消費者物価指数(都市部消費者対象)
ヴァーモント州	消費者物価指数
ワシントン州	都市部の賃金収入者と事務系労働者を対象とした消費者物価指数

出所：連邦労働省ホームページ (<http://www.dol.gov/whd/minwage/america.htm>)

<sup>14</sup> フロリダには、労働市場統計の集計、失業保険や労働力開発プログラムを運営するThe Agency for Workforce Innovationというエージェンシーがあり、州最賃額の設定もこのエージェンシーが行っている。  
(<http://www.floridajobs.org/about%20awi/index.html>)

<sup>15</sup> Las Vegas Sun, Jan. 12,  
(<http://www.lasvegassun.com/news/2008/jan/12/obamas-yes-we-can-echoes-culinarys/>)



### (1) 最近の州最賃引き上げの動き

コネチカット州では、時給7.65から8.00ドルへ2009年1月1日から引き上げ、同時に2010年1月1日から8.25ドルに引き上げると2008年6月23日決定した<sup>(16)</sup>。また、オレゴン州労働産業局（Oregon Bureau of Labor and Industry）は、2008年9月16日 州最賃を時給7.95ドルから8.40ドルに引き上げすることを決定し、2009年1月1日から実効すると発表した<sup>(17)</sup>。ニューメキシコ州では、州憲法で最賃を毎年見直すことが規定されており、州知事が7月1日から7.50ドルに引き上げる法案に署名した（2008年4月6日）。ネバダ州では、7月1日から健康保険制度が有る企業について5.85ドルから6.55ドルへ引き上げ、健康保険制度が無い企業については6.85ドルから7.55ドルへ引き上げる決定がなされた<sup>(18)</sup>。

一方、カンザス州では時給2.65ドルを7.25ドルに改定すると2009年4月23日発表した。カンザス州は従来、連邦最賃と異なる適用範囲で低い水準を設定しており、このような州はカンザス州のほかに5つある。ワイオミング州、ミネソタ州、ウィスコンシン州、アーカンソー州、ジョージア州である。カンザス州では、州内で事業を営み、年商が50万ドルに満たない小規模事業主を対象（つまり連邦公正労働基準法の定める最賃の適用対象外）として2.65ドルの最賃額を設定してきたが、現行制度（2009年4月時点）下においてもほとんどの労働者は連邦最賃の6.55ドル以上の賃金水準にある<sup>(19)</sup>。

### 第3節 地域最低賃金制度をめぐる議論（リビングウェイズ条例）

リビングウェイズとは、その起源となった理念に遡れば、「家族を扶養し、自尊心を持ち続け、市民生活に参加することができる財産と自由な時間の両方を持つことを可能にする」だけの賃金水準のことである<sup>(20)</sup>。宮坂（2005）やGlickman（1997）によれば、19世紀後半から20世紀初期にかけてのアメリカでは、賃金労働に対する労働者階級の態度の変化があり、「賃金奴隷」から「生活賃金」へと価値観が変わっていたとされる。ただ、「生活賃金」の考え方は、1910年代から1930年代にかけて州および連邦レベルで成立していった「最賃」が脚光を浴びることによって、表舞台から姿を消してしまった。ただ、世帯賃金という概念は、そもそも欧米に存在しなく、単身者賃金との比較を意図して日本で構築された概念である（宮坂（2005））。1930年頃までに注目されなくなってしまった「生活賃金」＝リビングウェイズが、再び脚光を浴びるのは90年代になってリビングウェイズキャンペーンが高揚したときである。

リビングウェイズ条例とは、上記のようなリビングウェイズに相当する賃金水準を、地方

<sup>16</sup> Daily Labor Report, June 24, 2008, BNA（The Bureau of National Affairs Inc.）

<sup>17</sup> Daily Labor Report, September 18, 2008, BNA。ちなみにコネチカット州知事は、最賃引き上げは景気後退期にビジネスに影響があるかもしれないとしている。（Daily Labor Report, May 28, 2008）

<sup>18</sup> Daily Labor Report, April 13, 2009, BNA

<sup>19</sup> Daily Labor Report, April 27, 2009, BNA

<sup>20</sup> Glickman（1997）、宮坂（2005）

自治体と契約する企業などを対象として、その企業で雇用される労働者が得られるように規定する条例である。実際にはすべての条例が、家族を養ったり、市民生活に参加するために十分な額が設定されていることはなく、連邦や州の最賃を上回る一定額の賃金を支払わなくてはならないと規定する条例である。

## 1 リビングウェイジの水準

リビングウェイジキャンペーンは、主に市や郡のレベルでリビングウェイジの条例化をめざす運動であり、設定の目安とする額は、連邦政府の定める生活貧困線（4人家族で2万444ドル（2006年））を上回る水準である。これを時給換算すると9.82ドルである（小畑（2007））。当時の連邦最賃が5.15ドルであったから、かなりの開きがある。

実際に条例化が実現した例では平均約10ドル（時給）の水準である。条例による賃上げは平均で時給2～3ドルとされている（ルース（2005））。例えば、カリフォルニア州サンノゼ市の事例を挙げれば、12.27ドル（社会保障制度のある企業）、13.52ドル（無い企業）と設定されている。

## 2 条例化された自治体

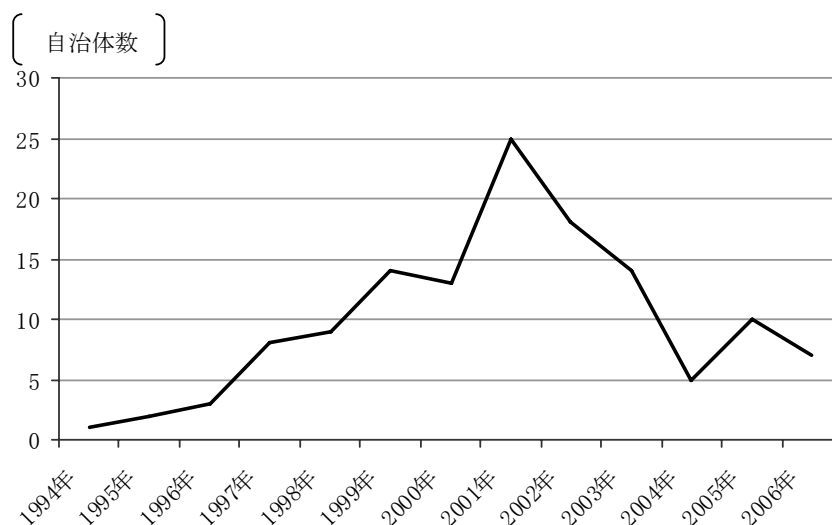
リビングウェイジ条例が初めて成立したのはメリーランド州ボルティモア市で1994年のことである。その当時、連邦最低賃金が時給4.35ドルであったのに対して、6.10ドルを設定する条例が制定された。これ以後、全米各地に広がっていった（宮坂（2005））。

リビングウェイジキャンペーンを積極的に推進する非政府組織ACORN（the Association of Community Organizations for Reform Now）のLiving Wage Resource Centerによると、2006年までに129の自治体で条例化され<sup>(21)</sup>、平均水準は時給9.40ドルである。条例化の広がりを条例化された自治体数をもとにグラフにしたものが図3-2-4である。

---

<sup>21</sup> 小畑（2007）によれば、140を超える自治体で制定（2007年）たとする。文献で条例化の広がりをたどると、2001年6月：64（ルース（2005））から2005年：123（小畑（2005））へと増加。

図 3-2-4：リビングウェイズ条例化自治体の数の推移



出所：ACORN のホームページ<sup>(22)</sup> より作成

表 3-2-3：主な導入自治体例

州・市・郡名	水準(ドル)	州・市・郡名	水準(ドル)
ワイオミング州マディソン	5.7	カリフォルニア州サンノゼ	13.52
ルイジアナ州ニューオーリンズ	6.15	カリフォルニア州ワトソンビル	13.56
ニュージャージー州ジャージー市	7.5	カリフォルニア州サンタクルーズ郡	13.56
ペンシルバニア州フィラデルフィア	7.73	コネチカット州マンチェスター	14
ニュージャージー州ハドソン郡	7.73	カリフォルニア州サンタバーバラ	14
メリーランド州ボルティモア	9.3	カリフォルニア州フェアファックス	14.75
ニューヨーク州ニューヨーク市	11.1	コネチカット州ハートフォード	15.39

出所：図 3-2-4 と同じ

### 3 適用対象範囲

先ほど「地方自治体と契約する企業など」がリビングウェイズの対象であると記したが、厳密に対象となる労働者は主に次の3つの労働者である。①自治体で雇用する労働者、②自治体と役務（サービス）契約を結ぶ企業が雇用する労働者、③自治体が開発・建設する施設で営業する企業が雇用する労働者。ルース（2005）によれば、対象となる労働者の職種は、ジャンナー、清掃労働者、ファーストフード店や空港売店の労働者、事務労働者、守衛や駐車場で働く労働者などである。ただし、ニューメキシコ州サンタフェ市のごく一部の自治体において行政区全域対象に定めるリビングウェイズ条例もある。

適用対象が限定的であるため、条例の適用対象となる労働者数は決して多くはない<sup>(23)</sup>。ルース（2005）によれば、2001年2月現在、条例化された自治体の数は55、その当時の条例

<sup>22</sup> <http://www.livingwagecampaign.org/index.php?id=1959> 参照（最終アクセス日：2009年7月8日）。表中の市および郡の表記方法は参照した表の名称を直訳したものである。

<sup>23</sup> 連邦労働省でのインタビューでもリビングウェイズは地域レベルのごく限られた人数に対する制度であるとの認識を示している。

の適用を受ける労働者数は約5万人～10万人である。ただ、間接的な影響で賃金が上がった人を含めればその数は倍にのぼるだろうと強調している。また、一つの条例の適用人数は10人過ぎなかった小さな都市もあれば、サンフランシスコのように2万人に適用するような条例もある。原則としてリビングウェイジの効力の対象は自治体が関与する事業や仕事とされているものの、ニューオリンズ市やサンタフェ市のように地域内に包括的に定められたリビングウェイジも存在する（小畑（2005））。また、ロサンゼルス国際空港の空港周辺は市が開発した地域であるという理由から、空港周辺に位置するホテルに対して、従業員に市の設定した賃金水準を支払うように定める「ホテル・ワーカー・リビングウェイジ条例」を市議会が可決した（2006年11月）。水準は健康保険制度のある企業では時給9.39ドル、制度のない企業では10.64ドルと定めるものである。ちなみにこのケースでは、ホテル側が条例化は法律上問題があるという理由によって訴訟に発展した<sup>(24)</sup>。

#### 4 違反者への罰則

条例を履行しない企業に対しては、是正勧告が出され、勧告を受けてもなお是正されない場合には、罰則として、契約の解除、一定期間の契約更新の禁止や遡及賃金の支払い、入札参加企業からの排除、罰金などの罰則規定が設けられている。ただ、実際に契約更新が禁止されることは稀であり、大半の事例では遡及賃金の支払いか、50ドルに満たない罰金で済まされているケースが多い（ルース（2005））。

#### 5 最低賃金との関係

小畑（2005）によれば、リビングウェイジキャンペーンの背景には、80年代レーガン政権がすすめた新自由主義経済政策や規制緩和と、その延長線上にある90年代前半の経済活況のもとで生じた経済格差と実質賃金の低下があるとする。1994年ボルティモア市において、市民、教会（カトリック、ユダヤ教、メソジスト派、異なる宗教団体の連合組織）、地域労働組合の連合体という幅広い層においてキャンペーンが高揚した背景には、地方自治体に雇用される労働者ですら8時間働いても生活貧困線を上回る賃金が得られない現実があった。

このようにキャンペーンの始まりには、連邦最賃、州最賃の水準が生活必要最低限という観点から低すぎるという実情があったものの、その後、キャンペーンが全米へと広がっていった背景には、低すぎる連邦及び州最賃額の引き上げの展望が不透明であるという最賃の決定の方法への問題意識があったとされる。ルース（2005）は、最低賃金は算定方法についての合意がなく最賃引き上げ提案を有利と見た政党がそれを提案すると、あとは政治的な駆け引きで最賃額が決まるのが実態であると指摘している。

さらに小畑（2005）によるとリビングウェイジキャンペーンは州最賃を引き上げる運動と

---

<sup>24</sup> 詳細については当機構海外労働情報2008年7月参照：  
([http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008\\_7/america\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008_7/america_01.htm))

しても進められているという。確かに厳密な意味での影響の有無について判断することは難しい。ただ、図3-2-4においてリビングウェイジ条例化自治体の増加が2001年にむけて急激に上昇していく過程があり、図3-2-2において2001年を契機として州最賃額の平均が連邦最賃額を上回っているという動きを見ることができる。これは、リビングウェイジ条例化が州最賃を引き上げる効果があったと判断する一つの材料にはなる。ただ、2001年をピークとしてリビングウェイジ条例化自治体は減少していき、キャンペーンとしては終息状態に入ってしまった。連邦最賃の引き上げの議論が活発化する2004年以降は運動としてのリビングウェイジは活発だとは言いがたい。運動の目的や90年代から2001年までの高揚はどのような要因と経緯があったのかを詳細に分析した上でなければ、連邦最賃とリビングウェイジキャンペーンとの関係性について本当の意味での判断はできない。

## おわりに

最賃引き上げの政策的意図は低所得者層の所得の下支えによる最低生活保障にあるとするならば、最低賃金引き上げが最も効果的な政策のかという根本的な議論がアメリカにはある。大別して、最低賃金引き上げを推進すべきとする見解と、低所得者層を対象とする減税の方が有効的であるという見解に二分される。また、最低賃金引き上げが雇用機会の減少に影響するか否かに関する見解の相違もある。

現地でのインタビュー結果から主に事業主側が最賃引き上げ反対の理由として、減税策やフードスタンプといった対象を明確に限定した政策の方が低所得層に効果的な施策であるという主張がある。一方、労働組合側は減税策等の施策を否定しないものの、最低賃金は平均賃金の約50%程度は確保すべきであると強調している。

2009年1月、政権が最低賃金引き上げに積極的な民主党へと移った。上院にはさらなる最賃引き上げ法案<sup>(25)</sup>も提出されている(2009年3月現在)。その内容は2010年1月1日から時給8.00ドル、2010年10月1日から8.75ドル、2011年7月1日から9.50ドルに引き上げるというものである。しかも、2012年7月1日以降は連邦議員報酬のアップ率に連動して上昇する物価調整条項が付けられている。上下院、大統領とも民主党が占め、民主党にとって法案を成立させる条件は整っている。今回の現地でのインタビューからひしひしと伝わってくるのは、労働組合や低所得層を支援する非政府組織からの新政権への大きな期待である。ただ、2008年9月以降、顕在化した経済の危機的状況下にあつて、最賃引き上げの議論が活発に行われているとは言いがたい。

そのような中、既に記したように州最賃の引き上げは次々と決定していつている。また、2009年4月23日に開催されたある会議において、製造業労組Alliance for American Manufacturingのエグゼクティブ・ディレクター、スコット・ポール氏は、アメリカの最低賃

---

<sup>25</sup> 法案名は「Standing with Minimum Wage Earners Act of 2007」。下記の連邦議会のホームページ参照：  
(<http://www.thomas.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.2514.IS>：)

金は他のOECD加盟国に比較して著しく低水準にあることを指摘し、賃金上昇が生産性の向上に見合っていない、アメリカの労働者にとって不健康な状態にあると強調している<sup>(26)</sup>。実際の最賃引き上げの議論は議会での審議を避けて通れないため、紆余曲折は予想されるものの、最賃引き上げの議論は今後の継続していくであろう。

#### <参考文献>

(邦文)

小畑精武 (2005) 「賃金破壊に歯止めを リビング・ウェイジ(生活賃金)の思想と運動」『現代の理論』4巻 [2005年7月号] (特集 破壊的市場主義を超えて) p75~86、明石書店

小畑精武 (2007) 「リビング・ウェイジ(生活賃金)運動の意義と課題」『市政研究』、大阪市政調査会、(156巻) [2007年夏号]、(特集 アウトソーシングと自治体責任) 、p46~55

菅谷頼道 (1968) 『最低賃金制：業者間協定方式から審議会方式へ』総合労働研究所

宮坂純一 (2005) 「生活賃金運動の問題提起 (特別寄稿)」『労働調査』、労働調査協議会、435号、2005年9月号、p38~57 ([http://www.rochokyo.gr.jp/articles/0509\\_2.pdf](http://www.rochokyo.gr.jp/articles/0509_2.pdf))

ルース, ステファニー (2005) 「アメリカにおける生活賃金運動」『社会運動ユニオニズム—アメリカの新しい労働運動』国際労働研究センター(国際労働問題叢書)、第8章所収、緑風出版 (2005/10)、p116-136

労働政策研究・研修機構 (2008) 『欧米諸国における最低賃金制度』JILPT資料シリーズNo.50 (英文)

Glickman, Lawrence B., 1997, A Living Wage: American Workers and the Making of Consumer Society, Ithaca, N.Y.: Cornell University Press

Mark Brenner, 2002, Defining and Measuring a Global Living Wage: Theoretical and Conceptual Issues, Prepared for the conference Global Labor Standards and Living Wages at the University of Massachusetts-Amherst

---

<sup>26</sup> Daily Labor Report, April 24, 2009, BNA

## 州別失業率（2007年月ごとの推移）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
アラバマ州	3.3	3.3	3.4	3.3	3.5	3.5	3.7	3.8	3.7	3.1	3.5	4
アラスカ州	6.4	6.1	5.9	5.8	5.9	5.9	6.1	6.3	6.3	6.1	6.4	6.5
アリゾナ州	4.2	3.9	3.9	4	3.6	3.4	3.7	3.7	3.3	3.5	4.1	4.7
アーカンソー州	5.1	5	4.9	5	5.2	5	5.5	5.5	5.7	5.7	5.7	5.9
カリフォルニア州	4.8	4.8	4.8	5.1	5.2	5.2	5.3	5.5	5.6	5.6	5.6	6.1
コロラド州	4.1	3.8	3.6	3.5	3.6	3.5	3.8	3.8	3.9	3.7	4.1	4.5
コネチカット州	4.4	4.2	4.1	4.2	4.5	4.3	4.5	4.6	4.5	4.7	5	5
デラウェア州	3.4	3.4	3.4	3.7	3.3	3.3	3.4	3	3	3.4	3.4	3.8
ワシントンDC	6.1	5.8	5.5	5.7	5.6	5.6	5.7	5.6	5.7	5.8	5.7	6.1
フロリダ州	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.5	3.9	4	4	4.2	4.3	4.7
ジョージア州	4.5	4.3	4.1	4.4	4.3	4.3	4.6	4.4	4.5	4.7	4.4	4.8
ハワイ州	2.2	2.3	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.7	2.9	3.2
アイダホ州	3	2.8	2.8	2.8	2.3	2.5	2.3	2.4	2.3	2.5	2.7	3
イリノイ州	4.6	4.8	4.2	4.8	4.8	5.1	5.2	5.4	5.1	5.3	5.2	5.5
インディアナ州	5.1	4.7	4.6	4.8	4.5	4.7	4.6	4.9	4.5	4.6	4.7	4.6
アイオワ州	3.4	3.3	3.2	3.4	3.6	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	4
カンザス州	4.1	4.4	4.1	4.3	4.6	4.6	4.6	4.3	4.5	3.8	3.8	4.4
ケンタッキー州	5.6	5.7	5.4	5.3	5.5	5.4	5.7	5.6	6.1	5.6	5	5.7
ルイジアナ州	3.7	3.9	4.1	4.3	4.8	3.8	3.9	3.8	4.4	3.3	3.5	4.2
メイン州	4.4	4.4	4.3	4.3	4.5	4.4	4.8	4.8	4.8	4.8	4.9	5.1
メリーランド州	3.8	3.8	3.6	3.6	3.6	3.8	4	3.7	3.9	4	3.7	3.8
マサチューセッツ州	5.3	5.3	4.4	4.6	5.1	4.9	5.1	4.5	4.4	4.3	4.3	4.5
ミシガン州	6.9	6.6	6.5	7.1	6.9	7.2	7.2	7.4	7.5	7.7	7.4	7.5
ミネソタ州	4.4	4.5	4.2	4.5	4.6	4.5	4.6	4.6	4.9	4.7	4.4	4.9
ミシシッピ州	6.2	6.7	6.9	6.8	6	6	6.7	5.9	6.4	6.1	6.3	6.8
ミズーリ州	4.6	5	4.7	4.5	4.6	4.8	4.9	5.3	5.3	5.6	5.2	5.5
モンタナ州	2.7	2.5	2	2.2	2.3	2.4	2.7	2.8	2.9	3.1	3.4	3.6
ネブラスカ州	3	2.9	2.6	2.8	3.1	3.2	3.2	3.2	3.1	3.2	3.1	3.2
ネバダ州	4.5	4.3	4.3	4.4	4.6	4.6	4.9	5	5.1	5.2	5.4	5.8
ニューハンプシャー州	3.7	3.7	3.8	4	3.9	4	3.9	3.6	3.5	3.2	3.4	3.6
ニュージャージー州	4.2	4.1	4.3	4.3	4.3	4.3	4.6	4.3	4.3	4.1	4.2	4.5
ニューメキシコ州	3.8	3.5	3.7	3.6	3.7	3.2	3.7	3.8	3.4	3.1	3.4	3.7
ニューヨーク州	4.3	4.4	4	4.1	4.4	4.7	4.9	4.9	4.6	4.6	4.6	4.9
ノースカロライナ州	4.6	4.5	4.5	4.8	4.8	4.9	5	4.8	4.9	4.8	4.7	5
ノースダコタ州	3.2	3.2	3.1	3.3	3.3	3.3	3.1	3.2	3.4	3.4	3.1	3.3
オハイオ州	5.3	5	5.2	5.7	5.7	6.1	5.8	5.7	5.9	5.9	5.6	6
オクラホマ州	3.8	3.9	4.1	4.2	4.5	4.5	5	4.4	4.3	4.4	4.5	4.5
オレゴン州	5.2	5.3	5.2	5.1	5	5.1	5.5	5.4	5.3	5.5	5.5	5.6
ペンシルバニア州	4.7	4	3.8	4.1	4.2	4.1	4.3	4.5	4.5	4.5	4.2	4.7
ロードアイランド州	4.7	4.4	4.2	4.5	4.8	4.7	5	5.1	4.9	4.9	5.2	5.5
サウスカロライナ州	6.4	6.1	5.9	5.8	5.4	5.5	5.9	5.6	5.7	5.8	5.9	6.6
サウスダコタ州	3.3	3.4	3.1	3.4	3.2	3	3	3	3.1	2.9	2.8	3
テネシー州	4.8	4.9	4.7	4.4	4.7	4.1	4.1	4	4.7	4.6	4.9	5.3
テキサス州	4.5	4.5	4.3	4.2	4.1	4.1	4.4	4.2	4.3	4.1	4.2	4.5
ユタ州	2.6	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.7	2.6	2.7	2.8	2.8	3.2
バーモント州	4	3.9	3.8	3.9	3.8	3.8	4.1	4	4.2	4.3	3.9	4
バージニア州	2.8	2.9	3	3.1	2.9	3	3.1	3.1	2.9	3.1	3.2	3.5
ワシントン州	5.1	4.8	4.6	4.4	4.6	4.5	4.9	4.6	4.8	4.8	4.7	4.8
ウェストバージニア州	4	4.3	4.3	4.5	4.5	4.3	4.8	4.9	4.8	5	4.6	4.9
ウィスコンシン州	4.9	5	4.8	5.1	4.9	5	5	5.3	5.2	5.2	5.1	5
ワイオミング州	2.6	2.3	2.6	2.9	3.3	3.3	3.7	3.4	3.1	2.9	2.9	3.1

労働統計局ホームページ (<http://www.bls.gov/web/laumstrk.htm>) など

---

JILPT 資料シリーズ No. 63  
欧米諸国における最低賃金制度Ⅱ  
—ドイツ・ベルギー・アメリカの動向—

発行年月日 2009年12月25日  
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23  
国際研究部 TEL:03-5903-6317  
印刷・製本 株式会社相模プリント

---

©2009 JILPT

\* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)